

改正健康増進法(受動喫煙対策)の抜け道

畠山 武道

改正健康増進法第六章は、受動喫煙対策が必要な特定施設を第一種施設(学校、病院、児童福祉施設など、および国・地方公共団体の行政機関の庁舎)、第二種施設(第一種施設および喫煙目的施設以外の施設)および喫煙目的施設の三つに区別しており、法律の施行日は、第一種施設が本年七月一日から、第二種施設などが来年四月一日からである。そこで、やや遅きに失するが、同法の問題点を改めて探ってみた。

第一は、議会庁舎の扱いである。議会庁舎は第二種施設に区分され、第一種施設では認められない室内への喫煙専用室の設置が認められる。道議会新庁舎内への喫煙専用室設置については、自民党・道民会議がこれを強く求めており、未だ決着がしていない(八月二〇日現在)。しかし、たばこは所詮「嗜好品」にすぎず、自分たちの嗜好を満足させたいために、設置に約一千万円、年間維持費一〇〇万円といわれる喫煙専用室の設置をこり押しするのは、どう見ても非常識である。知事が自民党・道民会議に再考を求めたのは、しかもっともな判断である。

設置費はJTが負担するという奇策もあるようだが、年間維持費はどうなるのか。いく

ら我を通して、世論の圧力や非喫煙議員の増加で、早晚、喫煙専用室は廃止されるだろう。その際、喫煙所の撤去費用や新しい建物に付着したニコチンの汚染浄化費用はだれが持つのか。どう考えても明らかな税金の浪費であり、無意味な二重投資である。

そもそも、国会や地方議会庁舎が第二種施設に区分された理由がはつきりしない。政府答弁書(内閣衆質一九六第二六六号平成三〇年五月一日)は、「国民や住民の健康を守る観点から受動喫煙対策を総合的かつ効果的に推進する責務があり、かつ受動喫煙により健康を損なうおそれが高い者を含め広く国民及び住民が利用する機会が多い施設である行政機関の庁舎」を「受動喫煙対策を一層徹底した施設」として第一種施設に分類し、その他を第二種施設に分類したと説明するが、まるで、国会などは「受動喫煙対策を効果的に推進」し「対策を一層徹底」するのが難しいと認めるのに等しい。議会庁舎と飲食店が同じ扱いとは、まったくおそれいる。これから制定される北海道や市町村の受動喫煙防止条例は、議会庁舎を第一種施設に区分し、さらに屋外喫煙場所の設置も禁止すべきである。

第二は、既存特定飲食提供施設の扱いであ

る。改正法附則二条により、来年四月までに営業を開始し、客席床面積が一〇〇平方メートルを超えないなどの条件を充たした飲食店・喫茶店は、「喫煙可能店」の標識を掲げると、店内全部で喫煙が自由になる。しかし重要なのは、二〇歳未満の客や従業員は店内への立入りが禁止されることである。家族連れ・若者が客筋の店は「禁煙店」を選ぶしかないだろう。「喫煙可能室あり」の標識を掲げ、喫煙スペースと禁煙スペースを完全分離することも可能であるが、小規模飲食店にそんな余裕はない。経営者の悩みどころである。

しかし心配は無用。店舗の大小や新規・既存をとわず、すべての飲食店を禁煙にすれば、経営上の不安や無用な投資は避けることができる。受動喫煙防止条例は、最短かつ最小の費用で受動喫煙を完全に防止できる「全店禁煙」を明記すべきである。

第三に、「喫煙目的施設」というのもある。たばこ事業法による特定小売販売業や出張販売の許可を得た者が設けるもの(たばこ専門店、シガーバー)で、たばこの購入・吸引および飲食(主食を除く)が満喫できる喫煙者のたまり場である。両者の許可の実態がいまひとつ分らないが、こんな店が町中に乱立すると、禁煙意欲は低下し、二〇二二年度までに喫煙率を一二%にするという政府目標はどうてい達成できないだろう。受動喫煙対策は喫煙者の健康向上も意図している。受動喫煙防止条例が、このような喫煙助長施設を公認する必要はまったくないと思う。

へはたけやま たけみち 北海道大学名誉教授